

令和3年第1回大衡村議会定例会会議録 第4号

令和3年3月15日（月曜日） 午前10時30分開会

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	4番 小川ひろみ
5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹	7番 文屋 裕男
8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 佐藤 貢	12番 細川 運一	

欠席議員 3番 石川 敏

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教育次長兼学校教育課長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企画財政課長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
社会教育課長	大沼 善昭	参事兼指導主事	岩淵 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男		

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子	書記 片浦 則之	書記 沼田 裕紀
-------------	----------	----------

議事日程（第4号）

令和3年3月15日（月曜日）午前10時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第22号 令和3年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 3 議案第23号 令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めること

について

- 第 4 議案第 2 4 号 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 5 議案第 2 5 号 令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 6 議案第 2 6 号 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 7 議案第 2 7 号 令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 8 議案第 2 8 号 令和 3 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第 9 委員会の閉会中の継続調査の件について
- 第 10 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）に同じ

午後 1 0 時 3 0 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

石川議員届出欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和 3 年第 1 回大衡村議会定例会第 1 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番 佐々木春樹君、7 番 文屋裕男君を指名いたします。

日程第 2 議案第 2 2 号 令和 3 年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 3 議案第 2 3 号 令和 3 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第4 議案第24号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第5 議案第25号 令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第6 議案第26号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第7 議案第27号 令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第8 議案第28号 令和3年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） お諮りをいたします。日程第2、議案第22号令和3年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第3、議案第23号令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第4、議案第24号令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第5、議案第25号令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第6、議案第26号令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第7、議案第27号令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第8、議案第28号令和3年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上の7件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第22号から日程第8、議案第28号までの7件は一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長文屋裕男君、報告願います。

予算審査特別委員長（文屋裕男君） 予算審査特別委員会の審査結果を報告します。

議案第22号令和3年度大衡村一般会計予算を定めることについてから議案第28号令和3年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまで7件の議案審査については、3月5日に予算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。予算審査特別委員会は3月9日、10日、11日に関係課ごとに予算の審査が行われ、本日は採決を行いました。各委員並びに執行部のご協力によりまして、予定どおり期限の本日まで各種会

計予算審査が終了したところであります。

審査の結果は、令和3年度大衡村一般会計予算をはじめ7件の予算については、報告書のとおり全て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第22号令和3年度大衡村一般会計予算を定めることについて、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、本案に賛成者の発言を許します。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 私は令和3年度大衡村一般会計予算に対して、賛成の立場での発言をさせていただきます。

今現在ですね、大衡村4号線の拡幅、衡下の遊水地、また海老沢の開発といった大きな事業を控えた中で、コロナ禍という非常にみんなが困っている状況で予算編成をしたんだなっていうのがすごく解る予算だったと思います。予算規模は若干少なくなっておりますが、村長の方針に基づき、また実施計画もこれからの大衡の姿がよく分かるような計画が示されました。また、基金の運用に関してもかなり気を使ってですね、これからの大衡のために節約に努めた予算だったのではないかと思います。また予算委員会の中でもですね、委員のいろいろな質問に対しての答弁では執行部各担当が日頃考えていることがよくわかるような、そういったやり取りも窺い知れたなというふうに感じておりますし、これから厳しいこのコロナ禍の中でですね、色々な事業が本当にできるかどうか判りませんが、可能な限り住民とともに行事を行って行こうという姿勢も感じ取れましたので、そういったところでこの予算に賛成をするものであります。以上です。

議長（細川運一君） ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これで討論を終結し、これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立全員と認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第23号令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会予算を定めることについて」を議題とし、討論を省略し、採決いたします。

なお、本案から、議案第28号令和3年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまでを簡易採決により行います。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

従って、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第25号令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第26号令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第27号令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第28号令和3年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。従って、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。各委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第10 議員派遣の件

議長（細川運一君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定によ

り、別紙議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議長（細川運一君） ここで専決処分について村長の方から申し出があります。発言を許します。村長

村長（萩原達雄君） はい、ただいまは全議案をご可決賜り誠にありがとうございました。ここで専決処分について申し上げます。特別交付税が年度末に確定されることなどにより、令和2年度一般会計など各種会計予算の補正並びに地方税法等の一部を改正する法律の制定が年度末に予定されておりますので、大衡村税条例の一部改正につきまして、それぞれ専決処分を予定しておりますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

議長（細川運一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして令和3年第1回大衡村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前10時43分 閉 会